

千葉県報

号外
令和6年3月29日

号外第14号

主要目次

○ 千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

訓令

令

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第二号

本庁
出先機関

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

千葉県事務決裁規程（昭和三十一年千葉県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項中「プロジェクト推進室長、技術支援室長、食品・化学技術室長」を

「企画連携室長、食品技術室長、化学技術室長」に改め、同条第五項各号列記以外の部

分、同項第一号、第二号及び第五号中「主幹相当職以上」の下に「の職」を加える。

別表第一疾病対策課の項第一号課長専決事項の欄に次のように加える。

ハ 第十九条の二十二第四項の規定による小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施

に関する事

別表第一疾病対策課の項第五号課長専決事項の欄中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に

次のように加える。

ニ 第二十八条第二項の規定による指定難病要支援者証明事業の実施に関する事

別表第一児童家庭課の項第六号中「婦人の保護更生」を「困難な問題を抱える女性の自

立支援」に改め、同表衛生指導課の項第三十二号部長専決事項の欄口中「第三十八条第五

項」を「第五十三条第五項」に改め、同表自然保護課の項第三号部長専決事項の欄中キを

ヒとし、ツからウまでをキからエまでとし、ソをマとし、マの次に次のように加える。

ケ 第四十二条の四第三項の規定による認定に関する事

フ 第四十二条の四第四項の規定による協議に関する事

コ 第四十二条の四第六項の規定による計画の概要の公表に関する事

エ 第四十二条の五第一項の規定による認定に関する事

テ 第四十二条の六第一項の規定による認定の取消しに関する事

ア 第四十二条の六第二項の規定による認定の取消しの公表に関する事

サ 第四十二条の七第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事

別表第一自然保護課の項第三号部長専決事項の欄中レをヤとし、リからタまでをナからクまでとし、チをワとし、ワの次に次のように加える。

カ 第十六条の七第三項において準用する第十六条の三第四項の認定に関する事

ヨ 第十六条の七第三項において準用する第十六条の三第六項の計画の概要の公表に

関する事

タ 第十六条の七第三項において準用する第十六条の四第一項の認定に関する事

レ 第十六条の七第三項において準用する第十六条の五第一項の認定の取消しに関す

ること

ソ 第十六条の七第三項において準用する第十六条の五第二項の認定の取消しの公表

に関する事

ツ 第十六条の七第四項の規定による協議に関する事

ネ 第十七条第一項及び第二項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事

別表第一自然保護課の項第三号部長専決事項の欄中トをフとし、同欄中「又は第二

項」を「から第三項まで」に改め、同欄中へをルとし、ロからホまでをトからヌまでと

し、イをニとし、ニの次に次のように加える。

ホ 第九条第四項の規定による事業の概要の公示に関する事

ヘ 第九条の二第三項において準用する同条第二項の規定による通知に関する事

別表第一自然保護課の項第三号部長専決事項の欄にイからハまでとして次のように加え

る。

イ 第七条第二項の規定による申出に関する事（質の高い自然体験活動の促進に関

する基本的な事項に係るものに限る。）

ロ 第八条第二項の規定による意見又は申出に関する事（質の高い自然体験活動の

促進に関する基本的な事項に係るものに限る。）

ハ 第八条の二第四項の規定による通知に関する事

別表第一自然保護課の項第三号課長専決事項の欄中レをナとし、ヲからタまでをタから

ネまでとし、ルをヲとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 第三十五条第一項に規定する報告徴収に関する事

カ 第三十五条第二項に規定する立入検査及び立入調査に関する事

ヨ 第四十二条の五第二項の規定による届出の受理に関する事

別表第一自然保護課の項第三号課長専決事項の欄中ヌをルとし、イからリまでをロから

ヌまでとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第十六条の七第三項において準用する第十六条の四第二項の届出の受理に関する

こと

別表第一自然保護課の項第四号部長専決事項の欄中カをマとし、ワをムとし、ムの次に

一

次のように加える。

ウ 第二十八条の第三項の規定による認定に関する事

オ 第二十八条の第五項の規定による認定の取消しに関する事

カ 第二十八条の第六項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事

キ 第二十八条の第七項の規定による認定の取消しに関する事

ク 第二十八条の第八項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事

コ 第二十八条の第九項の規定による認定の取消しに関する事

ケ 第二十八条の第十項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事

コ 第十四条の第三項の規定による認定に関する事

カ 第十四条の第六項の規定による計画の公表に関する事

ク 第十四条の第七項の規定による認定に関する事

ケ 第十四条の第八項の規定による認定の取消しに関する事

コ 第十四条の第九項の規定による認定の取消しに関する事

ケ 第十五条第一項及び第二項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事

別表第一自然保護課の項第四号部長専決事項の欄中トをルとし、同欄へ中「又は第二

項」を「から第三項まで」に改め、同欄中へをヌとし、ロからホまでをへからリまでと

し、イをハとし、ハの次に次のように加える。

ニ 第八条第三項の規定による事業の概要の告示に関する事

ホ 第八条の二第二項の規定による通知に関する事

別表第一自然保護課の項第四号部長専決事項の欄にイ及びロとして次のように加える。

イ 第六条第一項の規定による計画の決定に関する事(質の高い自然体験活動の促

進に関する基本的事項に係るものに限る。)

ロ 第七条の二第二項の規定による通知に関する事

別表第一自然保護課の項第四号課長専決事項の欄中ニをホとし、イからハまでをロから

ニまでとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第十四条の四第二項の規定による届出の受理に関する事

別表第一自然保護課の項第四号課長専決事項の欄に次のように加える。

ヘ 第二十二條第一項の規定による報告徴収に関する事

ト 第二十二條第二項の規定による立入検査に関する事

チ 第二十八條の四第二項の規定による届出の受理に関する事

別表第一ヤード・残土対策課の項第一号中「第十一条及び」を「第十一条、」に改め、

「第十四条」の下に「及び千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例(令和五年

千葉県条例第三十号)第二十一条」を加え、同項に次の一号を加える。

九 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の施行に関するこ

イ 第二十七条第二項の規定による告示に関する事

イ 第十二条第三項の規定による届出の受理に関する事

ロ 第十三条の規定による廃業等の届出の受理に関する事

ハ 第二十条の規定による報告の徴収に関する事

ニ 第二十一条の規定による立入検査に関する事

ホ 第二十二条の規定による指導又は助言に関する事

ヘ 第二十三条の規定による意見聴取に関する事

別表第一観光企画課の項中「観光企画課」を「観光政策課」に改め、同項に次の一号を

加える。

二 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)の施行に関する事

イ 第二十一条の規定による登録の拒否に関する事

ロ 第二十五条第三項の規定による登録の取消し等に関する事

イ 第十八条の規定による登録に関する事

ロ 第二十三条第二項の規定による登録の訂正に関する事

ハ 第二十五条第一項及び第二項の規定による登録の取消しに関する事

と。

<p>別表第一安全農業推進課の項中「安全農業推進課」を「環境農業推進課」に改め、同表水産課の項に次の一号を加える。</p> <p>十三 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関すること (漁船(加工船及び養殖場において使用する船を除く。)に関するものに限る、水産事務所において所掌するものを除く。)</p>	<p>イ 第十七条第五項の規定による認定の取消しに関すること。</p> <p>ロ 第五十三条第五項の規定による認定の取消しに関すること。</p>	<p>イ 第十七条第二項の規定による申請の受理及び認定に関すること。</p> <p>ロ 第十七条第四項の規定による確認に関すること。</p> <p>ハ 第十七条第五項の規定による改善の要求に関すること。</p> <p>ニ 第五十三条第二項の規定による報告の徴収、物件の</p>	<p>別表第一漁港課の項第一号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同号課長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>ロ 第三十七条の二第三項の規定による措置に関すること。</p> <p>ハ 第三十九条第六項の規定による公示に関すること。</p> <p>ニ 第三十九条の二第四項の規定による公告に関すること。</p> <p>ホ 第三十九条の二第六項の規定による公示に関すること。</p> <p>ヘ 第四十一条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による公表及び送付に関すること。</p> <p>ト 第四十三条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による措置に関すること。</p> <p>チ 第四十三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公表及び通知に関すること。</p> <p>リ 第四十五条第三項の規定による公表及び通知に関すること。</p> <p>ヌ 第五十五条第五項の規定による措置に関すること。</p> <p>ル 第五十五条第六項の規定による公表に関すること。</p> <p>ヲ 第五十九条第三項の規定による通知に関すること。</p> <p>ワ 第六十一条第二項の規定による公示に関すること。</p> <p>カ 第六十一条第四項の規定による届出の受理及び公示に関すること。</p> <p>ヨ 第六十三条第一項の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>タ 第六十三条第四項の規定による公示に関すること。</p> <p>レ 第六十六条第二項の規定による報告及び通知に関すること。</p> <p>ソ 第六十七条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、立入り、測量又は検査及び同条第四項の規定による損害の補償に関すること。</p> <p>ツ 第六十七条第二項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、立入り、質問又は検査に関すること。</p> <p>別表第一漁港課の項第二号課長専決事項の欄中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。</p> <p>ロ 第二十三条の五第一項の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>別表第一河川環境課の項第十一号部長専決事項の欄中イをロとし、同欄にイとして次のように加える。</p> <p>イ 第四条の規定による水源地域整備計画の作成及び提出等に関すること。</p> <p>別表第一河川環境課の項第十一号部長専決事項の欄に次のように加える。</p>
<p>別表第一観光誘致促進課の項を削り、同表流通販売課の項中「流通販売課」を「販売輸出戦略課」に改め、同表農地・農村振興課の項第四号課長専決事項の欄イ中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同欄中ハ及びニを削り、ホをハとし、同項に次の一号を加える。</p> <p>十一 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第五十六号。以下この号において「改正法」という。)附則第十条の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第二条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に関すること。</p>	<p>ニ 第二十六条の規定による登録の消滅に関すること。</p>	<p>イ 第十九条の二第三項の規定による農用地利用集積計画の同意に関すること。</p>	<p>提出要求、立入調査又は質問に関すること。</p>

ハ 第十二条の規定による整備事業についての負担の調整等に関すること。
 ニ 第十四条の規定による水源地域の活性化のための措置に関すること。
 別表第一建築指導課の項第二号課長専決事項の欄中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 第三百三十七条の第十二第六項又は第七項の規定による認定に関すること。
 別表第一建築指導課の項第十二号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第一の四都市計画課の項第九号に次のように加える。

ヘ 第九号の二第二項の規定による協議及び同意に関すること。

別表第一の四建築指導課の項第一号イ中「第四条第七項」を「第四条第九項」に改め、同項第八号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第一の五漁港課の項第一号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同号中ルからカまでを削り、同号ヨ中「第四十二条」を「第六十八条」に改め、同号中ヨをミとし、又をカとし、カの次に次のように加える。

ヨ 第四十一条第一項の規定による計画の策定に関すること。

タ 第四十一条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による漁港施設の所有者の同意に関すること。

レ 第四十一条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取に関すること。
 ソ 第四十一条第七項の規定による計画の変更に関すること。

ツ 第四十三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による計画の認定に関すること。
 ネ 第四十四条第一項の規定による貸付けに関すること。

ナ 第四十五条第一項の規定による勧告に関すること。
 ラ 第四十五条第二項の規定による認定の取消しに関すること。

ム 第四十八条の規定による漁港水面施設運営権の設定に関すること。
 ウ 第四十九条第一項の規定による記載事項の追加に関すること。

キ 第四十九条第二項の規定による協議に関すること。
 ノ 第四十九条第五項において読み替えて適用される第四十九条第二項の規定による協議に関すること。

オ 第五十五条第二項の規定による漁港水面施設運営権の移転の許可に関すること。
 ク 第五十七条第三項の規定による漁港水面施設運営権の存続期間の更新に関すること。

ヤ 第五十九条第一項の規定による漁港水面施設運営権の取消しに関すること。
 マ 第五十九条第二項の規定による漁港水面施設運営権の取消し又はその行使の停止

の命令に関すること。

ケ 第六十条第一項の規定による損失補償に関すること。

フ 第六十条第二項の規定による損失補償に係る協議に関すること。

コ 第六十条第三項の規定による支払に関すること。

エ 第六十条第六項の規定による供託に関すること。

テ 第六十条第八項の規定による原因者負担金に関すること。

ア 第六十一条第一項の規定による指定に関すること。

サ 第六十三条第二項の規定による措置命令に関すること。

キ 第六十三条第三項の規定による指定の取消しに関すること。

ユ 第六十五条の規定による協議に関すること。

メ 第六十六条第一項の規定による指定に関すること。

別表第一の五漁港課の項第一号中リをワとし、ニからチまでをチからヲまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 第三十七条の二第二項の規定による認定に関すること。

ホ 第三十七条の二第四項の規定による貸付けに関すること。

ヘ 第三十七条の二第七項の規定による勧告に関すること。

ト 第三十七条の二第八項の規定による認定の取消しに関すること。

別表第一の五漁港課の項第二号中ナを削り、ラをナとし、ムからマまでをラからヤまでとする。

別表第一の六ヤード・残土対策課の項に次の一号を加える。

七 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の施行に関すること。

イ 第八条第一項の規定による特定再生資源屋外保管業の許可に関すること。

ロ 第十二条第一項の規定による特定再生資源屋外保管業の変更の許可に関すること。

ハ 第十七条の規定による保管方法の変更命令等に関すること。

ニ 第十八条第一項又は第二項の規定による措置命令に関すること。

ホ 第十九条の規定による許可の取消し又は事業の停止に関すること。
 別表第二の二企画振興課及び改良普及課共通の項第五号中「安全農業推進課」を「環境農業推進課」に改める。

別表第三健康福祉センターの項第二十五号中「売春防止法」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)」に改め、同号イ中「第三十五条」を「第十一条第一項」に、「指導」を「援助」に改め、同表高等技術専門学校 障害者高等

技術専門校の項中 「高等技術専門学校」を「テクノスクール」に改め、同表水産事務所の項に次の一号を加える。

十三 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関すること(漁船(加工

船及び養殖場において使用する船を除く。）に関するものに限る。）。

イ 第十七条第二項の規定による申請の受理に関すること。

ロ 第十七条第四項の規定による確認に関すること。

ハ 第十七条第五項の規定による改善の要求に関すること。

ニ 第五十三条第二項の規定による報告の徴収、物件の提出要求、立入調査又は質問に関すること。

別表第三家畜保健衛生所の項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 家畜伝染病予防法の施行に関すること。

イ 第六条第一項の規定による注射の命令に関すること（知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者による豚熱の予防接種に関するものに限る。）。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

購読料

本号

一部

一八円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八